

鹿児島女子大学・志學館大学同窓会銀杏会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島女子大学・志學館大学同窓会銀杏会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所を、志學館大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦を図り研修を行うとともに、志學館大学及び志學館大学大学院の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会報の発行
- (3) 会員の親睦及び研修に関する諸活動（行事の実施、集会の開催等）
- (4) 志學館大学及び志學館大学大学院における教育・研究活動への援助、協力
- (5) その他前条に定める目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員及び総会

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 鹿児島女子大学卒業生、志學館大学卒業生及び志學館大学大学院修了生
- (2) 特別会員 鹿児島女子大学、志學館大学及び志學館大学大学院の教職員（退職者含む）
- (3) 準会員 鹿児島女子大学、志學館大学及び志學館大学大学院（以下「本学」という。）に在籍したことがある者で、卒業または修了に至る前に本学の学籍を喪失した者。但し会費を納入した者に限る。

(会員の責務)

第6条 会員は、第18条の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、住所氏名等に変更があった場合は、すみやかに本会事務局へ届け出なければならない。

(総会)

第7条 総会は、定期総会、臨時総会及び記念総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催し、第14条に基づき役員会（第8条第1項に定める役員会をいう。以下同じ。）から提案のあった諸案件について報告を受ける。定期総会について必要な事項は、役員会が定める。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めるときに開催する。
- 4 記念総会は、会員の親睦を目的として、5年に1回開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 会長は、役員会の承認を経て、総会に関し必要な事項を別に定めることができる。

第3章 組織

(運営体制)

第8条 本会の事業、活動及び運営等（以下「会務」という。）に関する事項を審議・決定するための機関として、役員会を置く。

2 役員会を補助し、会務の執行に当たる機関として、事務局を置く。

(幹事)

第9条 本会の正会員の中から、卒業年次及び修了年次ごとに1名以上の幹事を選出する。幹事の出方法は、役員会が決定する。ただし、すでに幹事である者が、重ねて幹事となることはできない。

2 幹事の任期は特に定めない。ただし、幹事は役員会の承認を経て、同一卒業年次又は修了年次における別の会員に交替することができる。

3 幹事は、本会の役員とし、役員会を構成する。

4 幹事は、会員の意思を代表し、役員会において諸案件を審議・決定するとともに、本会の運営に当たる。

(役員)

第10条 第9条に定める幹事のほか、本会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長（2名）

(3) 事務局長

(4) 事務局次長

(5) 庶務会計（2名）

(6) 顧問（若干名）

2 幹事及び前項に定めるもののほか、役員会が必要と認める場合には、正会員の中から役員を選任することができる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会及び役員会等の会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、事務局を統括し、本会の事務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐する。

5 庶務会計は、本会の会計事務を担当する。

6 顧問は、本会の会務について意見を述べる。

7 前条第2項に基づき選任された役員の職務については、役員会が決定する。

(役員の出)

第12条 会長及び副会長は、正会員の中から役員会において選出する。

2 事務局長、事務局次長及び庶務会計は、第16条に基づき選出される。

3 代表幹事とその他の役員の兼任は妨げない。

4 顧問は、正会員の中から会長が指名する。また会長は、必要があると認めるときは、正会員ではない者に顧問を委嘱することができる。この場合の顧問は、特別顧問と称する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第4項に定める顧問及び特別顧問の任期は、会長が定める。

3 役員の改選について必要な事項は、役員会が定める。

(役員会)

- 第14条 役員会は、第9条に定める幹事及び第10条に定める役員によって構成し、構成員の過半数（顧問1名以上を含む。）の出席で成立する。
- 2 役員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、特別顧問は議決に加わることができない。
 - 3 役員会は、1年に1回開催するほか、必要に応じ会長がこれを招集する。ただし、事務局又は複数の幹事から要請があるときは、会長はこれを招集するものとする。
 - 4 役員会は、次の事項について審議・決定し、すべて第7条に定める定期総会又は臨時総会に報告するものとする。ただし、緊急を要し総会を招集することができない場合、または総会を招集しても定足数に満たない場合は、この限りでない。
 - (1) 会長、副会長、及び監査役の選出
 - (2) 予算
 - (3) 決算及び監査報告
 - (4) 事業計画及び事業報告
 - (5) 会則の変更に係る事項
 - (6) 本会の運営に必要な細則の制定及び改廃に係る事項
 - (7) 第7条に定める記念総会の企画・運営に係る事項
 - (8) その他会務に関し必要な事項
 - 5 役員会には、必要に応じ、第15条に定める事務局委員が役員として加わることがある。
 - 6 会員は、会長の承認を得て役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監査及び監査役)

- 第15条 本会に監査役（2名）を置く。
- 2 監査役は、役員を除く正会員の名から役員会において選任する。
 - 3 監査役の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 4 監査役は、毎年度の会計等を監査し、役員会に報告する。
 - 5 監査役は、役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
 - 6 監査及び監査役について必要な事項は、役員会が定める。

(事務局)

- 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 学校法人志學館学園に勤務する正会員は、事務局委員となる。
 - 3 事務局委員の中から、事務局長、事務局次長及び庶務会計（2名）を選出する。事務局長、事務局次長及び庶務会計（2名）は役員となる。
 - 4 事務局委員は、必要に応じ、役員として役員会に加わることができる。
 - 5 事務局には、第2項に定める事務局委員のほかに、事務局スタッフを置くことができる。事務局スタッフについて必要な事項は、役員会が定める。
 - 6 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 金銭出納及び財務管理等に関する事務
 - (2) 予算案の作成に関する事務
 - (3) 決算案の作成に関する事務
 - (4) 監査報告に関する事務
 - (5) 事業計画案の作成に関する事務
 - (6) 事業報告案の作成に関する事務
 - (7) 会則変更案の作成に関する事務

- (8) 本会の運営に必要な細則の制定改廃に関する事務
 - (9) 総会及び役員会等の運営並びに開催通知の作成及び発送等に関する事務
 - (10) 諸行事の開催通知の作成及び発送等に関する事務
 - (11) 会員名簿の作成に関する事務
 - (12) 会報の発行に関する事務
 - (13) 別に定める慶弔規程等の執行に関する事務
 - (14) その他、会務に関する事務
- 7 事務局に部局又は委員会等を置くことができる。部局又は委員会等については、役員会が定める。

第4章 会計

(会計)

- 第17条 本会の会計は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充当する。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
 - 3 本会は少なくとも年1回、会計監査を受ける。
 - 4 その他本会の会計について必要な事項は、役員会が定める。

(会費)

- 第18条 会費は次のとおりとする。
- 2 正会員及び準会員は、卒業または修了（準会員にあつては学籍を喪失する）までに、終身会費として10,000円を一括納入していることを必要とする。
 - 3 一旦納入された会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(手当、報酬及び交通費等)

- 第19条 役員、事務局委員及びその他の会員等の企画・会議参加時の手当、報酬及び交通費等については、役員会で定める。

第5章 雑則

(細則)

- 第20条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、役員会が別に定める。

(会則の変更)

- 第21条 本会則の変更は、役員会において過半数の賛成を必要とし、第7条に定める総会又は臨時総会の承認を経るものとする。

(鹿児島女子大学同窓会銀杏会の継承)

- 第22条 鹿児島女子大学同窓会銀杏会に関する一切の事項は、本会が継承する。

附 則

- 1. この会則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2. 鹿児島女子大学同窓会会則（平成3年4月1日制定）は、廃止する。
- 3. この会則は、志學館大学同窓会銀杏会会則（平成11年4月1日施行）の全部を改正し、名称を「鹿児島女子大学・志學館大学同窓会銀杏会会則」と改め、平成28年6月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。